

令和2年3月9日

教育センター

江東区教育センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

行財政改革計画及び受益者負担の原則に基づき、全庁的に使用料の検証を実施した結果、維持管理コストと最大徴収使用料の乖離が拡大傾向にあることから、施設使用料の引き上げを行うこととなったため、江東区教育センター条例の一部の改正を行い、教育センター研修室の使用料を改定する。

2 改正の概要

- (1) 一般使用者の使用料をおおむね20%引き上げる。
- (2) 新料金は、令和2年10月1日申請(使用料の支払)分から適用とする。

3 新旧対照表

2ページのとおり。

4 施行日

令和2年10月1日から施行とする。

江東区教育センター条例 新旧対照表

現行					改正案				
本則 (略)					本則 (略)				
別表 (第8条関係)					別表 (第8条関係)				
区分 施設	使用日	午前 (9時 ～12 時)	午後 (13 時～1 6時3 0分)	夜間 (17 時～2 1時3 0分)	区分 施設	使用日	午前 (9時 から1 2時ま で)	午後 (13 時から 16時 30分 まで)	夜間 (17 時から 21時 30分 まで)
大研修 室	平日	<u>2, 6</u> 00円	<u>3, 8</u> 50円	<u>5, 2</u> 50円	大研修 室	平日	<u>3, 1</u> 00円	<u>4, 6</u> 00円	<u>6, 3</u> 00円
	土曜日・日曜日・休日	<u>3, 1</u> 50円	<u>4, 6</u> 00円	<u>6, 3</u> 50円		土曜日・日曜日及び休日	<u>3, 7</u> 50円	<u>5, 5</u> 00円	<u>7, 6</u> 00円
第一研 修室		<u>850</u> 円	<u>1, 3</u> 50円	<u>1, 7</u> 00円	第一研 修室		<u>1, 0</u> 00円	<u>1, 6</u> 00円	<u>2, 0</u> 00円
第二研 修室		<u>850</u> 円	<u>1, 3</u> 50円	<u>1, 7</u> 00円	第二研 修室		<u>1, 0</u> 00円	<u>1, 6</u> 00円	<u>2, 0</u> 00円
第三研 修室		<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 7</u> 50円	<u>2, 3</u> 50円	第三研 修室		<u>1, 4</u> 00円	<u>2, 1</u> 00円	<u>2, 8</u> 00円
第四研 修室		<u>550</u> 円	<u>850</u> 円	<u>950</u> 円	第四研 修室		<u>650</u> 円	<u>1, 0</u> 00円	<u>1, 1</u> 00円
備考 (略)					備考 (略)				
					(施行期日)				
					1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。				
					(経過措置)				
					2 この条例による改正後の使用料は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う使用の承認について適用し、施行日以前に行った使用の承認については、なお従前の例による。				